

～保育士を目指す学生の方へ～

2019年度埼玉県 保育士修学資金貸付 のご案内



指定保育士養成施設に通い、保育士を目指す学生の方へ学費等を無利子でお貸しします。

この貸付金は、指定保育士養成施設を卒業後、埼玉県内の保育所等で5年間保育士業務に従事した場合、返還が全額免除されます！

◆貸付対象◆

県内(さいたま市除く)に在住の方、または県内(さいたま市除く)指定保育士養成施設(大学や専門学校など)の在籍学生で、保育士として県内保育所等に勤務する意思のある方。

◆貸付額・貸付期間◆

*下記を上限に**無利子**で貸し付けます。

《在学中2年間》

学費

月額 **5万円**

+

《入学時》

入学
準備金
20万円

+

《卒業時》

就職
準備金
20万円

=

《貸付額》

最大 **160万円**

※生活費加算対象者は
相当額を加算できます

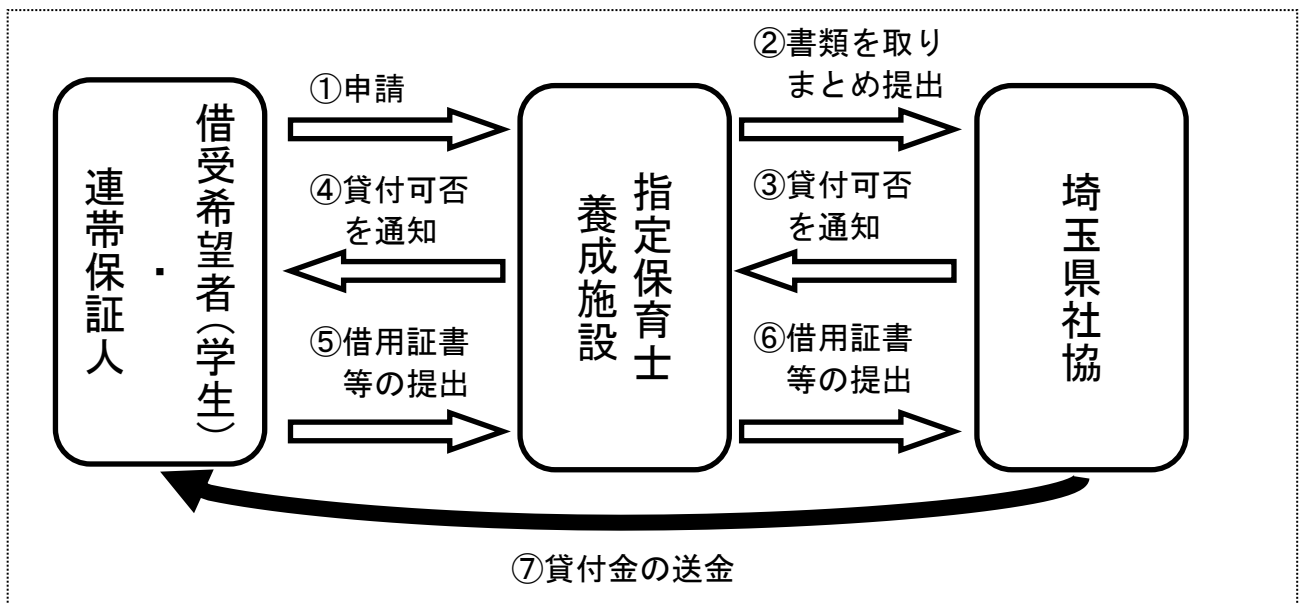
問い合わせ先：

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 生活支援部資金課
TEL 048-822-1192
埼玉県 福祉部少子政策課 施設運営・人材確保担当
TEL 048-830-3349

◆返還免除◆

指定保育士養成施設を卒業後、1年以内に保育士登録を行い、県内の保育所等の指定施設に就職し、5年間継続して保育士業務に従事した場合、借りた資金の返還が免除されます。返還免除には1年ごとに「業務従事届」等の提出など、所定の手続きが必要です。

◆貸付の流れ◆



◆申込み方法◆

在学する指定保育士養成施設（学校）に申請書類を提出してください。

※受付期間、窓口、方法は指定保育士養成施設（学校）によって異なりますので、在学している学校の学生センターや就職課等に必ずご確認ください。

◆留意事項◆

- ・ 申請書類は指定保育士養成施設を通じて提出していただきます。希望される方は学生センター等にご相談ください。
- ・ 貸付には審査があります。審査の結果により貸付できない場合があります。
- ・ 退学された場合、または5年間の保育士業務に就くことができなかった場合には、貸付・契約を解除し、貸付けた資金を返還していただきます。
- ・ 借受希望者が未成年の場合は、連帯保証人は法定代理人（親権者）となります。なお、連帯保証人は、同等の債務を負います。

貸付内容や条件等の詳細、申請書類は
県社協ホームページでご案内しています！

URL : <http://www.fukushi-saitama.or.jp/>



埼玉県社協マスコット
「シャキたまくん」